

三重とこわか国体・三重とこわか大会弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、第 76 回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第 21 回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」に参加する選手・役員等の大会参加者（以下「大会参加者」という。）に提供する昼食弁当（以下「弁当」という。）の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 実施区分

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、次の区分における弁当調達業務を実施する。

(1) 県実行委員会

- ア 三重とこわか国体 総合開・閉会式会場
- イ 三重とこわか大会 開・閉会式会場及び競技会場

(2) 市町実行委員会

- ア 三重とこわか国体 競技会場

3 弁当調製施設の選定

- (1) 県実行委員会は、三重県医療保健部食品安全課（以下「食品安全課」という。）、県保健所及び四日市市健康福祉部衛生指導課（以下「四日市市保健所」という。）の協力を得て、別紙「弁当調製施設選定基準」を満たす弁当調製施設を選定する。
- (2) 市町実行委員会は、別紙に準じて、必要な基準等について別途定め、弁当調製施設を選定する。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、上記により弁当調製施設を選定したときは、当該弁当調製施設にその旨を通知する。

4 選定した弁当調製施設の報告

- (1) 市町実行委員会は、選定した弁当調製施設を「三重とこわか国体・三重とこわか大会弁当調製施設名簿」（第 1 号様式）により令和 2 年 9 月末日までに県実行委員会に報告する。
- (2) 県実行委員会は、自ら選定した弁当調製施設及び市町実行委員会から報告のあった弁当調製施設を取りまとめ、第 1 号様式により食品安全課及び四日市市保健所に提出する。
- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、(1) 及び (2) の報告後においても必要と認められる場合は、追加して弁当調製施設を選定することができる。その場合、県

実行委員会及び市町実行委員会は、それぞれ（１）及び（２）の報告を速やかに行う。

- （４）食品安全課は、報告のあった弁当調製施設が県外に所在する場合は、施設を所管する都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）に、食品衛生指導の実施及び報告を依頼する。

ただし、四日市市内の競技会場に提供する弁当調製施設については、食品安全課と四日市市保健所で協議の上、いずれかから依頼する。

5 弁当調製施設の選定の取消

- （１）県実行委員会及び市町実行委員会は、上記３（１）（２）により選定した弁当調製施設が、次の各号のいずれかに該当するときは、弁当調製施設の選定を取り消すことができる。

ア 食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令又は指導に速やかに従わないとき。

イ 食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。

ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他、当該弁当調製施設を選定した県実行委員会又は市町実行委員会が当該施設を不相当と認めたとき。

- （２）市町実行委員会が選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告し、選定取り消しの報告を受けた県実行委員会は、速やかに食品安全課及び四日市市保健所に報告する。

- （３）県実行委員会が選定を取り消したときは、速やかに食品安全課及び四日市市保健所に報告する。

- （４）食品安全課は、県実行委員会又は市町実行委員会が選定の取り消しを報告した弁当調製施設が県外に所在する場合は、その旨を当該都道府県等に通知する。

ただし、四日市市内の競技会場に提供する弁当調製施設については、食品安全課と四日市市保健所で協議の上、いずれかから依頼する。

6 弁当を提供する大会参加者及び弁当料金

- （１）斡旋弁当（大会参加者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。）及び支給弁当（県実行委員会又は市町実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。）を提供する大会参加者は、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

- （２）斡旋弁当及び支給弁当の料金は、お茶を含めて 900 円以内（税抜）とし、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める。

7 弁当の申込み及び発注

- （１）斡旋又は支給を行う弁当の申込み、受付及び発注等の手続きについては、県実行委員会及び市町実行委員会がそれぞれ定める方法により行うものとする。

- （２）申込み受付後の変更及び取消は原則として認めないこととする。

- (3) 県実行委員会及び市町実行委員会は、申込みを受け付けた斡旋弁当及び支給弁当の個数を取りまとめ、弁当調製施設へ発注する。

8 弁当代金の精算

弁当を納入した弁当調製施設は、大会終了後、県実行委員会及び市町実行委員会が別に定める方法により精算する。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか必要な事項については、県実行委員会又は市町実行委員会がそれぞれ弁当調製施設や食品安全課及び保健所等と協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 市町実行委員会を組織していない市町にあつては、「市町実行委員会」を「会場地市町」に読み替える。
- (3) この要項は、リハーサル大会、総合開・閉会式リハーサル等における弁当の調達に準用するものとする。

弁当調製施設選定基準

県実行委員会は、弁当調製施設を以下の選定基準を満たす施設の中から選定する。

1 施設の立地条件

三重県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。

ただし、三重県内の弁当調製施設だけで必要な食数が確保ができない場合は、三重県外に所在する弁当調製施設も対象とする。

2 衛生管理体制

- (1) 平成 30 年 9 月 1 日以降に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号)等 HACCP の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に 50 g 程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して、 -20°C 以下で 2 週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者(食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。)の全員に対し、令和 3 年 6 月以降に、検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの)の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス(抗原検査)も含めることが望ましい。
- (5) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票(平成 16 年 4 月 1 日付食安発第 0401001 号)(令和元年度若しくは令和 2 年度に発行のもの)における評価が 80 点以上である等、保健所の監視により一定以上の衛生管理ができていることが確認されていること。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に参加していること、若しくは国体・大会開催期間中参加できること。

3 弁当調製能力

第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。

4 対応能力

- (1) 申出のあった提供可能数が、調製施設の大きさ、従事者数等に見合ったものであること。
- (2) 県実行委員会が定める食材及び献立内容で調製ができること。
- (3) 県実行委員会が定める弁当料金による調製ができること。
- (4) 県実行委員会が指定する容器、包装紙等の使用ができること。

(5) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。

- ア 弁当の名称
- イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む。）
- ウ 添加物（アレルギーを含む。）
- エ 消費期限（時刻まで表示）
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示関係法令により規定される表示
- ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
- ケ 持ち帰りを禁止する表示
- コ その他県実行委員会が指示する表示

(6) 必要に応じてサンプル弁当の提出ができること。

(7) 弁当の付属品の、お茶・割り箸・つま楊枝・お手拭き・お品書き・持ち運び用のビニール袋の提供については、県実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。

(8) 国体総合開・閉会式及び大会開・閉会式（以下「開・閉会式」という。）、競技会等の運営にあわせた搬入及び喫食後の弁当容器の回収ができること。

- ア 県実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（冷蔵車の利用等）にて、衛生的な運搬ができるとともに、配布終了まで会場内に待機し、弁当の適切な保管ができること。
- イ 弁当は、通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包しての納入ができること。
- ウ 弁当容器の回収にあたっては、県実行委員会が指定する時刻・方法による回収ができること。

(9) 荒天等により、開・閉会式及び競技会等が変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、県実行委員会の指示に基づく対応ができること。